

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	4	担当課	循環型社会 推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条 項	9 - 2 (8の2-5)	許認可 等の内 容	一般廃棄物処理施設の構 造又は規模の変更の使用 前検査
<p>(根拠規定)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (変更の許可等)</p> <p>第九条</p> <p>2 第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。</p> <p>第八条の二第五項</p> <p>前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</p>					